
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	IFRS 第 13 号「公正価値測定」の情報要請に関するフィードバック

I. 本資料の目的

1. 2017 年 12 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)の適用後レビュー (Post-implementation Review、以下「PIR」という。)における情報要請 (Request for Information、以下「RFI」という。)に対して国際会計基準審議会 (IASB) が受領したフィードバックが議題として取り上げられる。

本資料は、当該フィードバックがまとめられたアジェンダ・ペーパーの概要及びそれに対する ASBJ 事務局の気づき事項について説明し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. PIR の概要

PIR の背景

2. PIR の目的は、IFRS 財団が定めたデュー・プロセスに従い、IFRS 第 13 号が IASB の意図どおりに機能しているか否か及び利用者には有用な情報を提供しているかを評価することである。

IASB は、PIR のフェーズ 2 として、フェーズ 1 における初期段階の評価で指摘された検討すべき課題について RFI を通じてフィードバックを募集した¹ (コメントは 2017 年 9 月 22 日に締め切られた。)

PIR に関する今後の予定

3. IASB は、RFI を通じて受領したフィードバックについて、今回の ASAF 会議での議論も踏まえ、2017 年 12 月開催予定の IASB ボード会議にて議論を開始するとしており、フィードバック・ステートメントの公表を含む次のステップに関する意思決定を行う予定であるとしている。

¹ RFI の質問項目については、別紙 1 を参照。

III. RFI に対するフィードバックの概要

概要

4. IASB は RFI を通じて 67 通のフィードバックを受領しており、うち作成者から 25 通、会計基準設定主体から 18 通、監査人から 8 通、会計士団体及び利用者からそれぞれ 4 通、学者及び評価専門家からそれぞれ 3 通であった²。
5. フィードバックからの主要なメッセージは次のように整理されている。
 - (1) フィードバックはフェーズ 1 の結果と整合的であった。作成者と利用者の間には、会計単位の問題 (P×Q) や一部の開示について依然として意見の相違があった。
 - (2) 比較的安定した経済環境や規制の強化により、現在ではレベル 3 の開示や公正価値測定全般に以前ほど興味を持たれていない可能性がある。
6. また、公正価値の使用実務として、次の事項について識別されている。
 - (1) 公正価値測定は主に金融商品会計、企業結合、減損テストにおいて使用されている。有形固定資産や無形資産には再評価モデルはほとんど使用されていない。
 - (2) 投資不動産について、日本及び南米においては、原価モデルが適用される傾向がある。投資不動産及び生物資産はレベル 3 に区分される傾向がある。
 - (3) 金融商品については、10 年前に比してレベル 3 の比率が著しく減少しているが、プライベート・エクイティ投資についてレベル 3 の区分が増加している。

公正価値測定の開示³

(有用性に関する意見)

投資家

7. 投資家からのフィードバックにおいて、有用な開示として次の点に共通の見解があったとされている。

² また、20 の投資家の組織又は団体に対して計 14 回のアウトリーチを実施している。

³ IFRS 第 13 号における公正価値測定に関する開示要求事項については、別紙 2 を参照。

- (1) 公正価値ヒエラルキーのレベル (IFRS 第 13 号第 93 項(b)) に関する情報が、単一の最も有用な開示情報である。
 - ✓ 第 1 段階として、投資家はレベル 3 資産が総資産に占める割合を識別している。ストレス下でない状況において、レベル 3 が重要な割合を占めない場合、レベル 3 の開示に着目しないとした投資家もいた。
 - (2) 企業が用いた評価プロセスの記述 (IFRS 第 13 号第 93 項(f))、評価技法の説明 (IFRS 第 13 号第 93 項(d))、及び重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報 (IFRS 第 13 号第 93 項(d)) は大変有用である。
 - ✓ 測定と相互参照されている表形式の開示が最も有用である。評価アプローチの理解やモデルの信頼性の把握に役立つ。
 - (3) 次の項目も有用である。
 - ✓ レベル間の振替 (特にレベル 2 とレベル 3 の間の振替、IFRS 第 13 号第 93 項(e) (iv))
 - ✓ レベル 3 の公正価値測定に関する純損益への影響 (IFRS 第 13 号第 93 項(e) (i))
8. 一方で、投資家の間でも次の点については有用性に関する見解が分かっていたとされている。
- (1) レベル 3 の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整表 (以下「調整表」という。IFRS 第 13 号第 93 項(e))
 - ✓ 有用という見解：当期における残高の変動により、事業モデルに対するレベル 3 の公正価値測定の重要性を理解できる。企業に規律を課し、投資家に信頼感を与える。
 - ✓ 有用でないという見解：いくつかの項目 (純損益への影響、レベル間の振替) しか目的適合的ではなく、分析に用いない。グルーピングや金額の変動の記載について理解及び分析が困難である。
 - (2) レベル 3 の公正価値測定に関して、観察可能でないインプットについて代替的な仮定を反映した場合の金融商品の公正価値の変動 (以下「定量的な感応度分析」という。IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii))
 - ✓ 有用という見解：調整の余地や経営者の観点の理解に役立つ。実務的ではないが類似したリスクの商品に情報が細分化されていれば、より有用である。

- ✓ 有用でないという見解：将来の変動に対する感応度ではなく測定日における不確実性を示していることが理解されていない。また、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（以下「定性的な感応度の説明」という。IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)) は概して有用ではない。

投資家以外の市場参加者

9. 投資家以外の市場参加者からのフィードバックとして、次の点が挙げられている。
- (1) 最も有用な開示については、投資家からのフィードバックと一致した。
 - (2) 作成者を中心に多くの市場関係者は、次の理由から、調整表及び定量的な感応度分析について有用でないと考えている。
 - ✓ 内部管理目的で利用されていない。
 - ✓ 作成コストが便益に見合わない。
 - ✓ 情報の集約 (aggregation) により有用性が限定されている。

(有用性に影響を与える要因)

投資家

10. 有用性に影響を与える要因として、投資家からは次の点が挙げられている。
- (1) 類似性のない商品又はリスク特性の異なる商品の情報を集約することにより、開示情報の利用が困難となる。
 - (2) 「その他」に分類される割合が大きい。
 - (3) 記述の詳細度合いの違いにより比較を妨げている（例えば、評価技法の説明）。
 - (4) 開示が財務諸表のいくつかの注記に拡散しており明確に関連付けされていないため、利用が困難となっている。
 - (5) 表形式の開示が最も有用である。
 - (6) 重要性：財政状態計算書の中でレベル 3 の割合が小さい場合、レベル 3 に関する開示は理解の妨げになる。
 - (7) 曖昧であることを避けられない情報（例えば、評価技法の説明）が存在するものの、有用ではある。

投資家以外の市場参加者

11. また、投資家以外の市場関係者からは次の点が挙げられている。
- (1) 投資家の指摘と類似するものの、次の点が強調されていた。
- ① 特に、重要な観察可能でないインプットや定量的な感応度分析の手法が異なることにより比較可能性は限定的となる。
 - ② 曖昧な開示は有用となり得るものの、実務上重要でない可能性がある。
 - ③ 有用性のある情報の細分化は、実務的には不可能なことが多い。
- (2) IFRS 第 13 号の開示要求事項の記載が、チェックリスト方式による重要でない情報の開示を助長している。

(提案)

投資家

12. 投資家からの提案として、次の点が挙げられており、その他 IFRS 第 13 号の範囲外に対する提案もあったとされている。
- (1) (レベル 3 の公正価値測定に要求されている) 未実現損益に関する開示を、レベル 1 及びレベル 2 にも拡張する。
- (2) 重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報において、加重平均値の開示を求める。また、評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する設例により開示の首尾一貫性を高める。
- (3) 純損益への影響やレベル間の振替のみを要求し、調整表を要求事項から取り除くことを提案した投資家も存在したが、これに強く反対する投資家も存在した。
- (4) 情報の集約の問題に対処する。
- (5) 定量的な感応度分析及び定性的な感応度の説明については、意見が分かれており、次の提案があった。
- ✓ 不確実性分析と名称を変更したほうが、目的が明確になる。
 - ✓ 定性的な感応度の説明を廃止し、定量的な感応度分析を非金融商品まで拡張する。
 - ✓ インプットの相関関係を反映する。

- ✓ 定量的な感応度分析を廃止する。

投資家以外の市場参加者

13. 一方で、投資家以外の市場参加者からの提案として、次の点が挙げられている。
- (1) 回答者の多くが、重要性に関する実務記述書及び開示原則プロジェクトにより解決される問題があるとしていた。
 - (2) 投資家からのフィードバックと概ね整合的ながらも次のような相違点が存在していた。
 - ✓ 銀行を中心とする作成者の多くは、調整表と定量的な感応度分析に関する要求事項の廃止を希望した。一方、これらの開示の整合性を高め、適切な情報の分解が行われることを提案した作成者もいた。
 - ✓ レベル1やレベル2に開示を拡張することには、一部の証券規制当局を除き、関心はなかった。

その他の論点

(レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け)

14. 会計単位とレベル1のインプットの優先順位付けについて、次の点が挙げられている。
- (1) 投資企業及びベンチャー・キャピタル企業を除き、現行実務においては、殆どの回答者にとってP×Qの問題は重要でないと言われていた。重要な場合、市場関係者はP×Qと割引現在価値などの手法を用いた測定との重要な差異を報告している。規制当局は、財務諸表からはP×Qで測定されているか、調整されている場合にはどのように調整されているかが明確でないことに言及していた。
 - (2) 投資家の大半は、偏向的でないものとしてP×Qによる測定を選好しており、支配プレミアムは実務上ほとんど存在しないと考える投資家もいた。また、測定がP×Qから乖離することを許容する投資家もいたが、差異に関する説明を望んでいた。
 - (3) 作成者を中心とした投資家以外の市場参加者の大多数は、会計単位を基礎として、支配の価値を反映した測定を選好していた。また、大量保有要因に基づく割引の反映を望む市場参加者もいた。

(非金融資産についての最有効使用の適用)

15. 非金融資産に関する最有効使用については、投資家からは、支持を表明する一般的なものの以外のフィードバックは殆どなく、投資家以外の多くの市場関係者からは、実務上現在の使用が最有効使用となることが通常であるものの、最有効使用の概念の適用は困難であるとされていた。

(活発な市場に関する判断)

16. 活発な市場に関する判断については、次の点が挙げられている。
- (1) 投資家からのコメントは殆どなかった一方で、投資家以外の多くの市場関係者は判断が困難であるとしていた。
 - (2) 判断が困難でないとした市場関係者の殆どは、自社もしくは業界のガイダンスに従っているとしていた。
 - (3) 判断が困難とされた点は、十分な頻度及び取引量、最近の取引及び関連性の程度、ビッド・アスク・スプレッドの幅であった。
 - (4) 判断が困難であるとした回答者の殆どが IASB に追加のガイダンス又は設例を求めている。

(重要な観察可能でないインプットに関する判断)

17. 重要な観察可能でないインプットに関する判断については、次の点が挙げられている。
- (1) 活発な市場に関する判断ほどではないが、殆どの回答者が重要な観察可能でないインプットに関する判断は困難であるとしていた。
 - (2) 判断が困難でないとした回答者は、特定の手法 (BVAL score⁴等) を採用しているか、レベル3の重要性が低いケースであった。
 - (3) 判断が困難とされた点は、重要性の評価 (定量的評価又は定性的評価、一時点の評価又は一定期間の評価)、ブローカーや第三者のデータを使用している場合の実務上の問題、観察可能なインプットに対する調整の取扱いであった。

⁴ Bloomberg 社が提供する BVAL (ブルームバーグ バリュエーション) の一部であり、評価に利用される市場データの可用性や一貫性、および使用されるモデルタイプに基づく信頼度を表す独自のデータ項目を指す。

(生物資産の公正価値測定に関する教育)

18. 生物資産の公正価値測定については、次の点が挙げられている。
- (1) 一部の回答者にしか関連しないが、当該回答者の大多数にとって、生物資産の公正価値は困難であるとされていた。
 - (2) 評価専門家は生物資産の種類毎に適切な評価技法を報告しており、継続的に測定するのであれば困難ではないとしていた。
 - (3) 主に困難であるとされたのは、質、量、産出、成長段階など全ての測定に関する項目、未成熟の生物資産に対する測定、測定の信頼性の評価、現行実務の多様性であった。
 - (4) 多くの回答者は、IASB が設例もしくは教育マテリアルを作成すべきとしていた。また、測定の信頼性の評価に関するガイダンスを設けるべきとした回答者もいた。

(非上場株式の公正価値測定に関する教育)

19. 回答者の大多数からは、非上場株式の公正価値測定に関する教育マテリアルをよく知っているとされていた。また、これらの回答者の殆どは追加的なガイダンスを求め、業界で広く使用されているガイドライン⁵に言及する回答者もいたとされている。

(その他のフィードバック)

20. その他のフィードバックとして、次の点が挙げられている。
- (1) 利用者が将来キャッシュ・フローを予想する能力に与えた IFRS 第 13 号の影響について言及した回答者の殆どが、IFRS 第 13 号は当該能力を改善したと回答していた。また、多くの回答者は、IFRS 第 13 号が比較可能性の向上に寄与したと回答していた。
 - (2) IFRS 第 13 号を遵守するためのコストについては意見が分かれていた。
 - (3) 大多数が、米国会計基準とのコンバージェンスは重要であると回答していた。

⁵ 例えば、International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines が挙げられている。詳細は、次のホームページを参照。

<http://www.privateequityvaluation.com/valuation-guidelines/4588034291>

米国会計基準の動向

21. 米国会計基準は IFRS 第 13 号と実質的にコンバージェンスされているが、2015 年に公正価値測定に関する開示を改訂する公開草案 (ASU 案「開示フレームワーク-公正価値測定の開示要求の変更」、詳細は別紙 3 を参照。) が公表されている。当該開示の改訂作業は、公正価値測定に限定されない開示フレームワークのプロジェクトの完了を待つために、中断されている。

IV. ASAF メンバーへの質問事項

22. ASAF メンバーへの質問事項として、次の質問が設けられている。

公正価値測定の開示

- (1a) 公正価値測定の開示に関する全般的なフィードバック (第 7 項から第 11 項参照) について、コメントはあるか。
- (1b) 公正価値測定の開示について、IASB は、どのような対応を取る必要があると考えるか。また、それは何故か。
- (1c) 公正価値測定の開示に関する提案 (第 12 項及び第 13 項参照) により、利用者に大きな便益がもたらされると考えるか。また、それは何故か。

その他の論点

- (2a) その他の論点に関するフィードバック (第 14 項から第 20 項参照) について、コメントはあるか。
- (2b) その他の論点について、IASB は、どのような対応を取る必要があると考えるか。また、それは何故か。

V. ASBJ 事務局の気付き事項

23. 質問 (1a) 及び質問 (2a) の全般的なフィードバックに対するコメントに関しては、ASBJ からのコメントレターにおける我が国の市場関係者からの意見は、例えば次の点において、アジェンダ・ペーパーに概ね反映されており、追加的にコメントすべき事項は特段ないと考えられるがどうか。
- (1) 公正価値測定の開示に関して、レベル 3 の相対的重要性は金融危機時と比較して

低下しているものの（第5項(2)参照）、投資家はまずレベル3の総資産に対する割合を確認し、必要に応じて詳細を分析するとされている（第7項(1)参照）。

(2) 調整表や定量的な感応度分析に関して、有用性に疑問を持つ投資家がいるとされているほか（第8項参照）、作成者は、内部管理目的で利用されていないことや作成コストが便益に見合わないことから、これらの開示を有用でないと考えているとされている（第9項(2)参照）。また、作成者の多くが、これらの廃止を望んでいるとされている（第13項(2)参照）。

(3) 作成者を中心とした投資家以外の市場参加者の大多数が、レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付けについて、会計単位に即したコントロールの価値を反映した測定を 선호したとされている（第14項(3)参照）。

(4) 米国会計基準とのコンバージェンスが重要である（第20項(3)参照）。

24. 質問(1b)及び質問(2b)のIASBが取るべき対応に関しても、前項と同様に、特段コメントすべき事項はないと考えられるがどうか。

25. 質問(1c)の公正価値測定の開示に関する提案（第12項及び第13項参照）については、これまでASBJにおいて検討した論点ではないため、金融機関や利用者に限定的なアウトリーチを行い、アウトリーチで聞かれた意見の内容について、ASAF会議において伝えることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

IFRS第13号のPIRに対するご質問、ASBJ事務局の気付き事項についてご意見等があれば、お伺いしたい。

以 上

(別紙1)

RFI における質問項目

- IFRS 第 13 号の PIR に関する RFI において、次の領域に関する質問項目が設けられている。

質問 1：回答者の経歴及び公正価値測定に関する経験

質問 2：公正価値測定の開示

質問 3：レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

質問 4：非金融資産についての最有効使用の適用

質問 5：公正価値測定に要求される判断の使用

質問 6：公正価値測定に関する教育（生物資産及び相場価格のない資本性金融商品）

質問 7：IFRS 第 13 号の全体的な影響及び米国会計基準とのコンバージェンス

質問 8：その他の事項

以 上

(別紙2)

IFRS 第13号における公正価値の開示に関する要求事項

開示の要求事項	FVで測定される項目						原価で測定される項目(FV開示)		
	経常的(注2)			非経常的(注2)			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
測定の理由				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーのレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用された評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更と理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識された未実現の利得及び損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変動に対する感応度(記述的説明)			✓						
合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の感応度(定量、金融商品のみ)			✓						
現在の用途が最有効使用と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
第48項の例外措置(ポートフォリオの例外規定)	✓	✓	✓						

(注2)

- ・ 経常的な公正価値測定：公正価値で測定される金融商品、有形固定資産、無形資産、投資不動産及び生物資産の公正価値測定
- ・ 非経常的な公正価値測定：売却目的資産や減損した資産の公正価値測定

以上

(別紙3)

米国会計基準の公開草案の概要

- 米国財務会計基準審議会（FASB）は2015年12月に、概念基準書第8号に基づき、開示フレームワーク・プロジェクトの一環としてASU案「開示フレームワーク-公正価値測定の開示要求の変更」を公表（コメント期日は2016年2月末）しており、次の修正が提案されている。

(1) 現行の要求事項から削除される項目の提案

- ① 公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替の金額及び理由
- ② レベル間の振替がいつ生じたとみなすかに関する方針
- ③ レベル3に区分される公正価値測定の評価の方針及び手続

(2) 現行の要求事項の明確化の提案（米国会計基準における純資産価額で測定する投資に対する実務上の便法に関するものと、非公開企業に関するものを除く。）

- ① 測定の不確実性の開示が、将来の変化に対する感応度の情報ではなく、報告期間末日における測定の不確実性に関する情報を示すものであることの明確化

(3) 現行の要求事項に追加される項目の提案

- ① 報告期間末日に保有しているレベル1及びレベル2に区分される経常的な公正価値測定に関して、当期のその他の包括利益及び損益（又は純資産の変動）に含まれる未実現損益の変動（現行では、レベル3に要求されている。）
- ② レベル3に区分される公正価値測定に関して、重要な観察可能でないインプットの幅、加重平均された値、重要な観察可能でないインプットを算定するための計測期間

以 上